

10月から 最低賃金が上がりました！

神奈川県最低賃金は、時間額849円に
改正

され、平成24年10月1日から適用されます。

最低賃金には「地域別最低賃金(神奈川県最低賃金)」と
「産業別最低賃金」の2種類があり、原則としていずれか
高い方の最低賃金の額が適用されます。したがって、
一部の産業については、時間額849円より高い最低賃金が
定められています。

最低賃金には次の賃金は含まれません。

- ・精(皆)勤手当、通勤手当、家族手当
- ・1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ・臨時に支払われる賃金
- ・時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金

正社員だけでなく、パートタイマー、アルバイト、日給者など、
すべての人に適用となりますので、ご確認ください。

東京都 850円・大阪府 800円・京都府 759円

埼玉県 771円・千葉県 756円・福岡県 701円



みなとみらい人事
コンサルティング

所長 泉 文美

